

個人さまに対する請求書類（「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」）  
の発送について

2024年12月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

（概要については [2018年3月26日お知らせ済み](#)）

- ・ご請求対象期間：2024年10月1日から2024年12月31日まで（原則3ヶ月単位）
- ・ご請求受付開始：2025年1月4日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>\*</sup>を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3ヶ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>\*</sup>のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について、当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

- （※）高速道路や公共交通機関をご利用の場合に得られる証明書類
- ①高速道路をご利用の場合：  
利用証明書（領収書）やETC利用明細書等
  - ②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バス等）をご利用の場合：  
領収書やICカード利用明細書等

やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以 上

---

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>  
福島原子力補償相談室（コールセンター）  
電話番号：0120-926-404  
受付時間：午前9時～午後7時（月～金 [除く休祝日]）  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

---